

有機農業推進事業費

事業評価個票 (事業実施：平成30年度)				部局名	農林水産部		
短期アクションプラン	テーマ	テーマ4 地域の豊かさを支え、高いブランド力で国内外に展開する農林水産業					
	施策	施策4 県産農林水産物の魅力の向上と販売促進					
	目的	県産農林水産物の可能性を最大限に引き出すことで付加価値を高め、国内外への販路を拡大することにより、本県農林水産業の成長をけん引する。					
	目標指標 (R2)	①農林水産業を起点とする産出額 ②食品製造業の製造品出荷額等	①R2年まで3,500億円 ②R2年まで4,500億円				
	策定時の実績	①2,874億円 (H26) ②3,011億円 (H26)	現状	①3,027億円 (H27) ②3,020億円 (H27)	主要事業	安全・安心な農産物の生産の推進	
事業名	有機農業推進事業費		担当課・担当	農業技術環境課 生産環境担当			
事業開始年度	平成27年度		事業終了(予定)年度	令和元年度			
事業の目的 (目指す姿を3行程度で簡潔に)	有機農業は、本県が進める「全県エコエリア構想」における最上位に位置する取組みであり、その取組拡大は本県の環境保全型農業を牽引する取組みである。安全で安心な農産物への消費者ニーズの高まりや、オリンピック・パラリンピック等を契機として、有機農産物の需要は更なる拡大が見込まれる。そこで、有機農業の普及と有機農産物の生産を拡大するとともに、消費者の評価向上を図り、産地としてのブランド力を強化する。						
事業概要 (5行程度で簡潔に)	<ul style="list-style-type: none"> 有機農業技術の普及拡大を図るとともに、有機農業を推進する地域のサポート体制を構築 有機農業や有機農産物に対する消費者理解の向上を図るためのイベント等の開催 野菜等他品目の有機農業技術と土地利用型作物等の省力低コスト栽培技術の開発 						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 上記実施方法とする理由：直接実施：有機農業を推進するため、県が主導的役割で技術開発や取組みを普及・拡大するため						
予算額・決算額 (単位:千円)	費目 (予算見積書のグループ名)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	有機農業技術普及拡大支援	1,530	1,512				
	有機農産物のブランド化	1,954	1,925				
	有機農業新技術開発	1,659	1,588				
	計	5,143	5,025	0	0	0	
	国庫支出金						
	繰入金						
財源内訳 (単位:千円)	その他特定財源						
	一般財源	5,143	5,025				
	計	5,143	5,025	0	0	0	
	活動指標	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動実績		①8か所 ②1品目 ③1件	①8か所 ②— ③3件		
当初見込み			①8か所 ②1品目 ③2件	①8か所 ②1品目 ③2件	①8か所 ②1品目 ③2件		
成果指標 (所管部局の分析)		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
成果指標及び成果実績 (アウトカム)	成果実績		709	集計中			
	目標値		810	870	930		
	達成度	%	88%	—			
関連事業	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全型農業推進事業 環境保全型農業直接支援対策 						

事業目標の考え方（事業目標設定時）

山形県では、「山形県農林水産業振興計画」（平成29年改訂）、またその実行計画となる「第3次農林水産業元気再生戦略」（平成29年策定）及び「エコエリアやまがた農業推進プラン」（平成29年改訂）において環境保全型農業の面的拡大を図っているところである。特に有機農業は、環境保全型農業の最上位に位置し、その取組拡大は、本県の環境保全型農業を牽引していくために必要である。

本事業目標は「第3次農林水産業元気再生戦略」における「有機農産物生産拡大・ブランド化PJ」の目標指標として設定しているものであり、有機農業の取組面積を平成32年度までに平成27年度の1.5倍とするものである。

事業所管部局による評価・検証

	項目	評価	評価に関する説明
事業目標の妥当性・達成度	事業の目的は県民や社会のニーズを的確に反映しているか。	A	<p>・有機農業は環境保全型全体の牽引役であり、「全県エコエリア構想」に基づく環境保全型農業推進にあたっては特に重点化すべき分野である。</p> <p>・有機栽培マニュアルの作成は、データの充実のため今年度予定していたものを次年度に持ち越した。また、農業現場における有機農業の取組みは、農業人口減少等の影響を受け、伸び悩みの現状にある。</p> <p>・これまでに作成した「水稻有機栽培の手引き」、「えだまめ有機栽培の手引き」は農業者等への配布により活用されている。</p>
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	A	
	目標水準は妥当か。	A	
	期待する成果が得られたか。	C	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	A	
事業内容の妥当性	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	A	・マニュアルの作成を次年度に持ち越したものの、全体として計画に従い着実に実施している。
	支出先の選定は妥当か。	A	・地域の有機農業者による協議会が主体となる消費者交流活動へ支援しており、協議会も活動の実施にあたり相応の経費を負担している。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	A	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	A	・費目・使途は必要なものに限定し実施している。
	事業実施にあたって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	A	・事業実施にあたっては効果的な手段・方法等を検討し、低コストに努めた。また、有機農業の推進に活用可能な他部局の事業についての情報共有に努めた。
	類似の事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。	A	
の役割 妥当 分担 性担	市町村、民間等に委ねることができない事業なのか。	A	有機農業を推進するにあたり地域による機会の差が生じないよう県が行う必要がある。
今後の課題・改善点等	<p>「やまがた有機農業の匠」等、有機農業の指導者が不在の市町村での取組み拡大を図るとともに、国補助事業の活用等により各地域での取組充実を促進する必要がある。</p> <p>「国際オーガニックEXP02018」の成果として3件の商談が成立し、有機農産物の販路拡大支援として効果があった。また、県内スーパーにおける販売会、県庁食堂におけるオーガニック・エコ農産物を使った企画では消費者等の関心を集めた。今後も販路拡大や消費者理解の促進を図っていく必要がある。</p> <p>市町村の推進体制整備を促進するとともに、野菜や水稻の有機栽培技術開発や熟練農業者等による新規取組者への技術的サポート体制の構築等により有機農業の拡大と定着を図るとともに、イベントやマッチング等による消費者との交流促進やインターネット等を活用した多方面の実需者への情報発信により消費者理解を促進する。</p>		

・事業所管部局による評価にあたっては、以下の4つの選択肢から、1つを選ぶこと。

A：目標を上回って達成する見込み。期待通りの成果（100%以上）。妥当。

B：目標を概ね達成する見込み。概ね期待通りの成果（80～99%）。概ね妥当。

C：改善の余地あり。期待した成果を下回っている（79%以下）。

－：該当しない